

2026

後志広域連合の概要

令和8年7月1日 作成

目 次

1.	概要	1
2.	沿革（広域連合設立までの経過）	3
3.	後志広域連合に係る各計画の策定について	1 1
4.	行政組織機構図及び事務分掌	1 2
5.	後志広域連合議会	1 3
6.	後志広域連合規約	1 4
7.	令和 8 年度後志広域連合当初予算の概要	2 1
8.	滞納整理事務	2 2
9.	国民健康保険事業	2 4
1 0.	介護保険事業	2 7
1 1.	行政不服審査会事業	3 1

1. 概 要

- (1) 名 称 後志広域連合
- (2) 関係町村 10町6村
島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、
喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、
積丹町、古平町、仁木町、赤井川村
- (3) 設立年月日 平成19年4月24日設立
- (4) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎 車庫棟2階
- (5) 広域連合長 黒松内町長 鎌田 満 (自 令和7年10月9日)
- (6) 処理する事務
- ・ 税の滞納整理事務 (平成19年4月開始)
 - ・ 国民健康保険事務 (平成21年4月開始)
 - ・ 介護保険事務 (平成21年4月開始)
 - ・ 後志広域連合行政不服審査会事務 (平成28年4月開始)
 - ・ 広域化の調査研究事務
 - ア 北海道からの権限移譲事務
 - イ その他の事務
- (7) 関係町村の人口、世帯数及び面積の合計
- ・ 人 口 51,555 人
(うち65歳以上 17,284 人)
 - ・ 面 積 3,755.59 平方キロメートル

(8) 関係町村の人口・世帯数・面積規模

町村名	人口 (人)	人口構成率 (%)	世帯数 (世帯)	65 歳以上人口 (人)	高齢化率 (%)	面積 (km ²)
島牧村	1,212	2.2	744	554	44.46	437.18
黒松内町	2,277	4.4	1,374	931	38.06	345.65
蘭越町	4,330	8.1	2,460	1,736	38.57	449.78
ニセコ町	5,119	9.9	3,260	1,295	23.33	197.13
真狩村	1,945	3.5	1,002	691	35.66	114.25
留寿都村	1,936	3.6	1,197	489	24.23	119.84
喜茂別町	1,855	3.5	1,161	729	37.81	189.41
京極町	2,732	5.0	1,459	964	34.73	231.49
倶知安町	14,290	30.6	10,777	3,584	20.93	261.34
共和町	5,355	9.6	2,761	1,858	34.64	304.92
泊村	1,367	2.5	842	575	40.49	82.27
神恵内村	708	1.3	447	342	46.22	147.79
積丹町	1,606	3.0	983	800	47.00	238.13
古平町	2,468	4.6	1,623	1,163	44.92	188.36
仁木町	3,174	5.5	1,679	1,245	40.81	167.96
赤井川村	1,181	2.7	1,039	328	21.98	280.09
合計	51,555	100.0	32,808	17,284	平均 35.87	3,755.59

※1 人口については、北海道統計課で公表している住基ネットにおける人口【参考値】(令和8年5月31日現在)から引用。

※2 世帯数、65歳以上人口は、北海道統計課で公表している住民基本台帳人口・世帯(令和7年1月1日現在)から引用。

※3 面積は、国土地理院で公表している令和7年全国都道府県市区町村別面積調(令和8年4月1日時点)から引用。

2. 沿 革（広域連合設立までの経過）

月 日	経 過	内 容
H16. 6. 29	町村長会議	□「今後の後志町村自治体のあり方」について提案 □今後役員会で協議検討することとする。
10. 7	町村会理事会	□道州制検討会議で検討することとする。
H17. 4. 27	町村会臨時総会	□今後の後志の自治体のあり方について、協議検討することを全町村長に周知確認
6. 6	町村会理事会	□「後志の自治体のあり方について」研究・検討するメンバー選出・検討結果の協議方法の決定
6. 27	町村会役員会・臨時総会	□研究会の研究・検討結果を町村長会議において協議していくことの確認
7. 15	町村会役員会・後志の自治体のあり方検討会	□各町村への意向調査 □検討会議月 1 回開催
8. 19	町村会役員会・後志の自治体のあり方検討会	□後志のグランドデザインは広域連携とすることに決定 □グランドデザイン文案を調整図ることを決定
8. 29	町村長会議	□後志のグランドデザインは広域連携とすることに決定（将来は、後志が一体となる） □広域の手法と広域事務について「職員の検討会議」で検討し、10 月までに検討報告
9. 14	道州制に関する検討会議	□広域行政推進検討委員会設置（委員 10 名）
9. 30	広域行政推進検討委員会議	□広域行政推進の手法は、広域連合による仕組みを基本とするが、現行法の枠内で実施できないものについて、法改正の要請をしながら推進する。 □広域で処理する事務は、広域的かつ効果的に行政運営を行い 19 町村で実施可能なもので、ある程度の財政効果が見込まれる事務の検討
10. 7	町村会理事会	□道州制検討会議で検討する。
10. 12	広域行政推進検討委員会議	□広域事務の 13 項目について、課題、問題点整理
10. 31	広域行政推進検討委員会議	□奈井江町（空知中部広域連合）視察 □広域事務の 13 項目について、課題、問題点整理
11. 9	道州制に関する検討会議	□広域行政推進に関する検討報告（広域行政推進検討委員会） □広域連携は現行法の広域連合を基本とすることの確認（広域事務は 13 項目可能）

月 日	経 過	内 容
H17. 11. 21	町村会役員会・後志の自治のあり方検討会	☐ 広域連携は現行法の広域連合を基本とする。 広域事務は 13 項目で条件の整ったものから順次進める。 ☐ 広域連合発足に向けて準備委員会設置。4 月に事務局体制スタート
11. 30	後志町村長会議	☐ 広域行政推進に関する検討についての議論経過と検討報告 ☐ 後志グランドデザインについて全員賛同により決定 ☐ 広域連合発足に向けて準備委員会設置。委員会、幹事会、専門部会、事務局を設置し、H18 年 4 月に事務局体制をスタートすることです承
12. 16		☐ 北海道町村会が町村のあり方のグランドデザインを知事に提出
12. 20	町村会役員会・後志の自治のあり方検討会	☐ 事務局体制の決定 ※発足時 5 名体制とする(蘭越町・倶知安町・黒松内町・岩宇・北後志 各 1 名) ☐ 広域連合準備委員会に伴う経費は人件費事務費等を 19 町村で負担することに決定 ☐ 広域連合準備委員会設立総会—H18 年 1 月 24 日開催 ☐ 後志グランドデザイン策定報告及び広域行政推進体制に関する支援(後志支庁長に対して要望)
12. 26	後志町村会役員	☐ 後志グランドデザイン策定報告及び広域行政推進体制に関する支援を知事、道地域振興室長に対し報告要請
H18. 1. 24	町村長会議・連合準備委員会設立総会	☐ 後志広域連合準備委員会規約制定 ☐ 後志広域連合準備委員会役員の選出 ☐ 後志広域連合準備委員会幹事会設置規程制定 ☐ 後志広域連合準備委員会専門部会設置要領制定 ☐ 後志広域連合準備委員会事務局設置規程制定 ☐ 後志広域連合準備委員会予算 ☐ 後志広域連合準備委員会事務局派遣町村 5 名決定 ☐ 事務局室 H18 年 4 月 1 日よりスタート (支庁 2 階 7 号会議室)
2. 2	町村助役会議・幹事会	☐ 広域連合発足に関する考え方 ☐ 幹事長、副幹事長選出
3. 28	第 2 回幹事会会議	☐ 広域連合準備委員会組織について ☐ 広域連合準備委員会事務局体制について ☐ 広域連合準備委員会スケジュールについて ☐ 当面する広域事務について
4. 3	後志広域連合準備委員会事務局設置	辞令交付

月 日	経 過	内 容
H18. 4. 12	後志広域連合に係る打合わせ会議	□広域連合事務について
4. 26	町村長会議	□広域連合準備委員会予算について □広域連合準備委員会広域事務の今後の進め方
4. 27	第3回幹事会会議	□専門部会の設置について(9専門部会設置) □重点項目等の選定について(重点5項目決定)
5. 9	先進地研修	□富良野市(富良野地区広域市町村圏振興協議会) ・国保、老健、介護保険事業の広域化について
5. 10	先進地研修	□東川町(大雪地区広域連合) ・広域連合設立に向けての調査研究について
5. 15	第1回総務専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 15	第1回税務専門部会	□部会長、副部会長の選出について □税の徴収に係る業務の範囲について □今後の進め方について
5. 16	第1回消防専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 17	第1回国保・老健専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 17	第1回介護保険専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 22	第1回環境衛生専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 22	第1回農業委員会専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 23	第1回学校給食専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 24	第1回教育委員会専門部会	□部会長、副部会長の選出について □今後の進め方について
5. 25	町村長会議	□広域連合準備委員会設置規則の一部改正 □広域連合準備委員会推進状況
6. 6	第2回税務専門部会	□後志広域連合における滞納整理の基本的な考え方について □税の徴収業務に関する実態調査について
6. 6	第2回国保・老健専門部会	□保険税の取り扱いについて ・事務内容について ・先進地研修について
6. 8	環境衛生専門部会 岩宇地区小部会	□小部会長の選出について □地域の現状、課題等について

月 日	経 過	内 容
H18. 6. 9	第2回介護保険専門部会	□介護保険事務の広域処理について □先進地研修について
6. 12	第2回農業委員会専門部会	□広域事務事業の事例について □広域事務事業として取り組める項目検討
6. 13	環境衛生専門部会 羊蹄山麓地区小部会	□小部会長の選出について □地域の現状、課題等について
6. 21	環境衛生専門部会 南後志地区小部会	□小部会長の選出について □地域の現状、課題等について
6. 29	第3回税務専門部会	□後志広域連合における滞納整理の基本的な考え方について □税の徴収業務に関する実態調査について
6. 29	環境衛生専門部会 北後志地区小部会	□小部会長の選出について □地域の現状、課題等について
6. 30	専門部会先進地研修 (国保・介護部会合同 視察)	□奈井江町（空知中部広域連合） ・国保、老健、介護保険事業の広域化について
7. 4	第2回総務専門部会	□広域連合の議会の組織及び議員の選挙方法について □広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織 及び選任の方法について
7. 5	第3回農業委員会専門部会	□農業委員会専門部会調整案について
7. 5	第2回環境衛生専門部会	□各地域の現状、課題等について □中間報告に向けての調整方針について
7. 6	第2回学校給食専門部会	□給食事務の広域化における課題について
7. 7	第3回介護保険専門部会	□介護保険事務の広域処理について □先進地研修について（報告）
7. 10	第3回国保・老健専門部会	□国保、老健事務の広域処理について □先進地研修について（報告）
7. 10	第2回消防専門部会	□広域連合へ移行した場合の組織体系等について □今後の検討課題について
7. 13	第2回教育委員会専門部会	□教育委員会事務の広域化における課題について
7. 14	第4回税務専門部会	□後志広域連合における滞納整理の考え方及び基本方針 （案）について
7. 18	第3回学校給食専門部会	□課題検討のための19町村区域分けについて
7. 19	第3回消防専門部会	□幹事会中間報告のまとめ
7. 27	第4回幹事会会議	□各専門部会の中間報告について

月 日	経 過	内 容
H18. 8. 2	第 4 回介護保険専門部会	☐ 第 4 回幹事会(中間報告)について(報告) ☐ 介護保険事務の広域処理についての検討
8. 8	第 4 回国保・老健専門部会	☐ 第 4 回幹事会(中間報告)について(報告) ☐ 国保・老健事務の広域処理についての検討
8. 8	第 3 回総務専門部会	☐ 幹事会からの再検討事項について ・ 広域連合議会の議員定数について ・ 助役の選任について ・ 指定金融機関について ☐ その他 ・ 経費の負担方法について ・ 共通経費(人件費)について ・ 後志広域連合例規等制定一覧表(案)
8. 9	第 5 回税務専門部会	☐ 後志広域連合における滞納整理の考え方等について
8. 10	町村長会議	☐ 広域連合準備委員会事務中間報告 ☐ 9 月議会行政報告内容について ☐ 4 項目(税・国保・老健・介護)の実施可能性について
8. 10	第 5 回介護保険専門部会	☐ 介護保険事務の広域処理についての検討
8. 11	第 3 回環境衛生専門部会	☐ 中間報告の再調整について
8. 22	第 5 回幹事会会議	☐ 各専門部会の経過報告について ・ 各業務の方向性等について ・ 組織案・負担金案協議
8. 24	町村長会議	☐ 確認事項 ・ H19. 4 広域連合発足(税・国保・老健・介護) ・ H19. 4 税徴収事務実施 ・ H20. 4 国保・老健・介護事務実施 ・ 消防 H20. 4 実施に向けて検討
8. 29	第 6 回税務専門部会	☐ 後志広域連合における滞納整理の人員体制等について
9. 6	第 7 回税務専門部会	☐ 後志広域連合における滞納整理の人員体制等について
9. 6	第 6 回介護保険専門部会	☐ 第 5 回幹事会(中間報告)について(報告) ☐ 介護保険事務経費についての検討 ・ 経費負担方法について ・ 経費の試算について
9. 8	第 4 回環境衛生専門部会	☐ 中間報告後の経過について ☐ 最終報告(案)について

月 日	経 過	内 容
H18. 9. 11	第 5 回国保・老健専門部会	☐ 第 5 回幹事会(中間報告)について(報告) ☐ 国保・老健事務経費についての検討 ・経費の負担方法について ・経費の試算について
9. 20	環境衛生専門部会 施設小部会	☐ 最終報告(案)について
9. 29	第 4 回総務専門部会	☐ 後志広域連合規約(案)について ☐ 地方自治法の一部改正に伴う執行機関の組織について ☐ 後志広域連合組織体制について ☐ 経費の負担方法(案)について
9. 29	第 7 回介護保険専門部会	☐ 介護保険事務の調整方針の変更について ☐ 介護保険事務の広域処理及び事務経費についての検討
10. 3	第 6 回幹事会会議	☐ 各専門部会の経過報告について ☐ 規約(案)・組織(案)・負担金(案)について
10. 5	第 7 回幹事会会議	☐ 各専門部会の経過報告について ☐ 規約(案)・組織(案)・負担金(案)について
10. 12	広域連合準備委員会	☐ 後志広域連合規約(案)について ☐ 後志広域連合組織体制(案)について ☐ 経費の負担方法(案)について
10. 17	第 8 回介護保険専門部会	☐ 介護保険事務の広域処理及び事務経費についての検討
10. 23	第 6 回国保・老健専門部会	☐ 国保事務の広域処理及び事務経費についての検討
10. 24	第 8 回税務専門部会	☐ 滞納整理に要する経費の負担方法について ☐ 北海道特別調整交付金について
10. 25	第 5 回総務専門部会	☐ 後志広域連合規約(案)について ☐ 後志広域連合組織体制について ☐ 共通経費(案)について ☐ 例規整備作業ワーキンググループの設置について ☐ 電算検討ワーキンググループの設置について
10. 26	第 4 回消防専門部会	☐ 消防の広域化について
10. 27	第 1 回電算検討ワーキン ググループ会議	☐ 広域連合におけるシステム関係についての検討
10. 31	第 8 回幹事会会議	☐ 各専門部会の経過報告について ☐ 規約(案)・組織(案)・負担金(案)について
11. 9	第 2 回電算検討ワーキン ググループ会議	☐ 「ハープ」概要について
11. 10	第 1 回例規整備作業ワー キンググループ会議	☐ 後志広域連合条例(案)の整備について

月 日	経 過	内 容
H18. 11. 10	第 9 回幹事会会議	☐ 後志広域連合規約（案）について ☐ 後志広域連合組織体制（案）について ☐ 経費の負担方法（案）について
11. 16	広域連合準備委員会	☐ 後志広域連合規約(案)について ・ 規約への前文又は目的条項の記載について ・ 広域連合の処理する事務について(第 4 条関係) ・ 広域連合が作成する広域計画の項目について(第 5 条関係) ・ 広域連合の事務所について(第 6 条関係) ・ 広域連合の執行機関の組織について(第11条～第16条関係) ☐ 町村負担金について ・ H19年度町村負担金(案)について ・ H20年以降町村負担金(案)について
11. 30	幹事会ブロック代表者会議	☐ 広域連合職員の派遣について
12. 4	広域行政担当者会議	☐ これまでの経過について ☐ 町村送付済資料について
12. 22	町村会役員会	☐ 今後のスケジュールについて
12. 26	広域連合準備委員会	☐ 広域連合設立準備スケジュールについて ☐ 広域連合の効果について
12. 28	第10回幹事会会議	☐ 広域連合設立準備スケジュールについて ☐ 広域連合の効果について ☐ 町村負担金の見直しについて ☐ 町村から広域連合へ職員派遣に関する基本的な考え方について
H19. 1. 9	部会長会議	☐ 町村負担金の見直しについて
1. 15	後志広域連合設立に関する打ち合わせ会議 (町村会役員会)	☐ 町村負担金の見直案について
1. 16	町村負担金見直案に対する経過説明	☐ 余市町訪問
1. 17	町村負担金見直案に対する経過説明	☐ 岩内町・寿都町訪問
1. 18	第 11 回幹事会会議	☐ 町村負担金の見直しについて ☐ 町村から広域連合への職員派遣の割振り(案)について

月 日	経 過	内 容
H19. 1. 31	広域連合準備委員会	☐ 町村負担金の見直し及び経過について ☐ 後志広域連合規約案議決の方向について ☐ 広域連合の設立について
2. 7	後志広域連合設立に関する 支援協力要請	☐ 島牧村
2. 8	後志広域連合設立に関する 支援協力要請	☐ 仁木町・古平町・積丹町・神恵内村・倶知安町
2. 9	後志広域連合設立に関する 支援協力要請	☐ ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町
2. 9	幹事会ブロック代表者会議	☐ 広域連合への職員派遣について
2. 13	第 12 回幹事会会議	☐ 後志広域連合負担金について ☐ 広域連合への派遣職員（案）について
2. 19	広域連合準備委員会	☐ 16町村による後志広域連合設立について
2. 26	広域連合準備委員会	☐ 16町村による後志広域連合設立について
3. 26	広域連合準備委員会	☐ 後志広域連合設立許可申請等について
4. 2	許可申請書提出	☐ 後志広域連合設立許可申請を知事に提出（支庁経由）
4. 13	第 13 回幹事会会議	☐ 後志広域連合設立に至るまでの経過報告
4. 19	広域連合準備委員会	☐ H18年度後志広域連合準備委員会決算見込みについて ☐ H19年度後志広域連合準備委員会予算（案）について ☐ 広域連合長職務執行者について ☐ 広域連合長選挙について ☐ 広域連合議会までに必要な専決処分について ☐ 広域連合設立式について ☐ 町村負担金の徴収方法案について
4. 24	後志広域連合許可（設立式）	☐ 広域連合設立式 ☐ 後志広域連合長選挙

3. 後志広域連合に係る各計画の策定について

(1) 広域計画

- ア 第3次後志広域連合広域計画
 - 計画期間：平成29年度～令和3年度
- イ 第4次後志広域連合広域計画
 - 計画期間：令和4年度～令和8年度

(2) 国民健康保険事業計画

- ア 後志広域連合第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）
 - 計画期間：平成30年度～令和5年度
- イ 後志広域連合第3期特定健康診査等実施計画
 - 計画期間：平成30年度～令和5年度
- ウ 後志広域連合第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
 - 計画期間：令和6年度～令和11年度
- エ 後志広域連合第4期特定健康診査等実施計画
 - 計画期間：令和6年度～令和11年度

(3) 介護保険事業計画

- ア 第8期後志広域連合介護保険事業計画
 - 計画期間：令和3年度～令和5年度
- イ 第9期後志広域連合介護保険事業計画
 - 計画期間：令和6年度～令和8年度

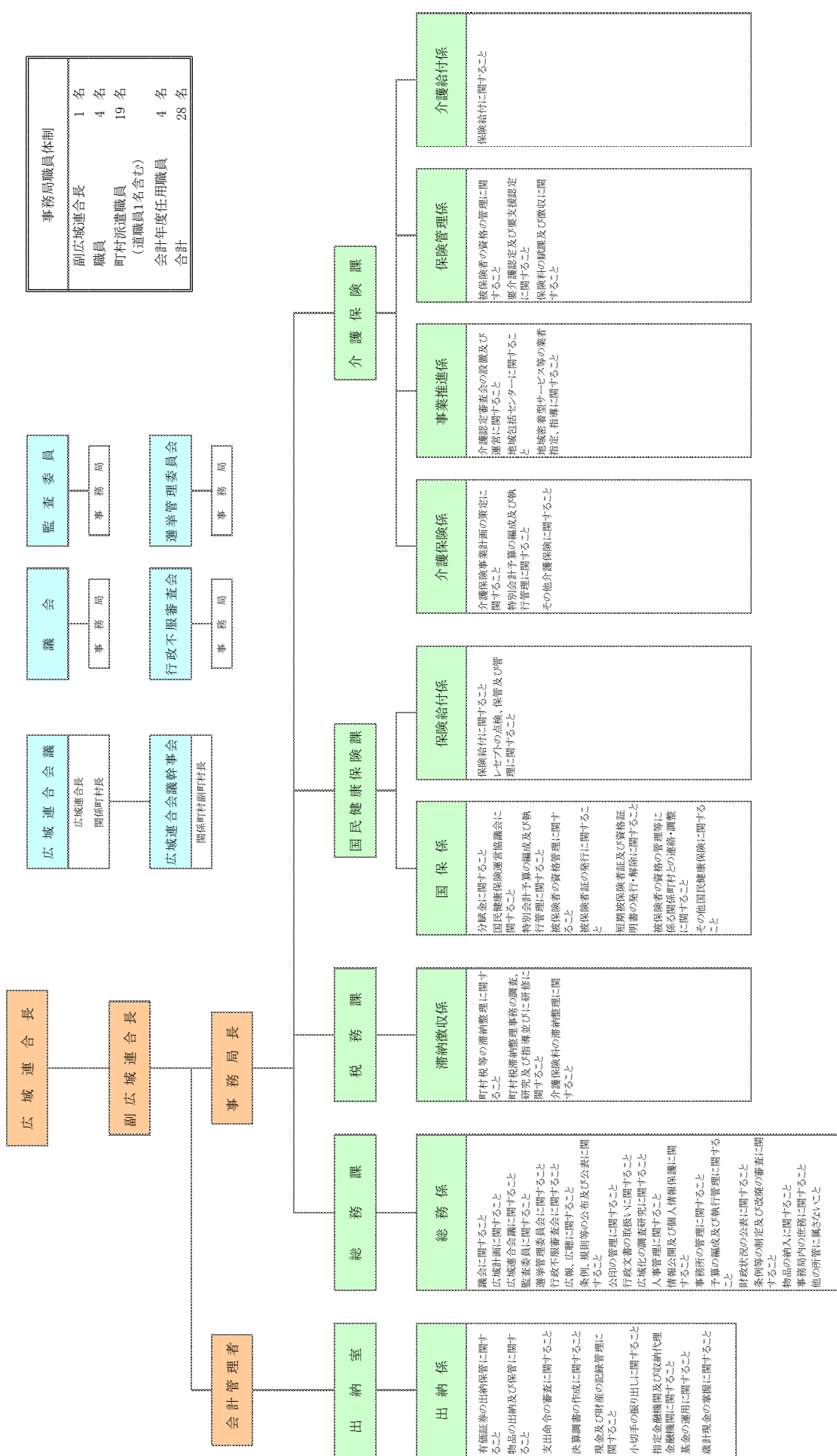
(4) 後志広域連合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

- 計画期間：令和8年度～令和13年度

(5) 地球温暖化対策実行計画

- ア 後志広域連合地球温暖化対策実行計画
 - 計画期間：平成29年度～令和3年度
- イ 第2次後志広域連合地球温暖化対策実行計画
 - 計画期間：令和4年度～令和8年度

4. 行政組織機構圖及び事務分掌



5. 後志広域連合議会

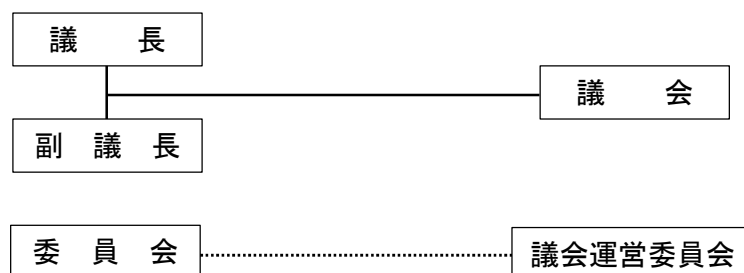
- (1) 議員数 法定数 16 人
 現 員 16 人 (各町村より各 1 名)
 ※ 関係町村の議会の議員のうちから、関係町村の議会において選挙する。(後志広域連合規約第 8 条)

- (2) 任 期 任期は、関係町村議会の議員としての任期による。(後志広域連合規約第 9 条)

- (3) 議員報酬 あり

- (4) 費用弁償 あり

- (5) 議会構成



議長	岩井 英明	(赤井川村)
副議長	青羽 雄士	(ニセコ町)
議会運営委員会委員長	熊谷 雅幸	(蘭越町)
〃 副委員長	稲葉 寛久	(神恵内村)
〃 委員	中村 厚子	(京極町)
〃 委員	堤 富佐代	(留寿都村)
〃 委員	山本 俊三	(積丹町)
監査委員 (議会選任)	古谷 眞司	(倶知安町)

- (6) 定例会 年 2 回 (2 月、11 月)

- (7) 事務局 定数 2 人 (局長・書記)
 現員 2 人 (局長・書記兼務)

6. 後志広域連合規約

第1章 総則

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町及び赤井川村（以下「関係町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務
- (2) 国民健康保険事業に関する事務（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。）
- (3) 介護保険事業に関する事務
- (4) 後志広域連合行政不服審査会に関する事務
- (5) 次に掲げる広域化の調査研究に関する事務
 - ア 北海道からの事務権限の移譲に関すること。
 - イ その他広域にわたる重要な課題で第11条に規定する広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(広域連合が作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 町村税及び個人道民税の滞納整理事務に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (2) 国民健康保険事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (3) 介護保険事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (4) 後志広域連合行政不服審査会事業に関連して広域連合及び関係町村が行う事務に関すること。
- (5) 次に掲げる広域化の調査研究に関する事務
 - ア 北海道からの事務権限の移譲に関すること。
 - イ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が必要と認める事項に関すること。
- (6) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、北海道虻田郡倶知安町内に置く。

第2章 議会

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、16人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係町村の議会の議員のうちから、関係町村の議会において選挙する。

2 関係町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、それぞれ1人とする。

3 関係町村の議会における選挙については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条の例による。

4 広域連合の議会の解散があったとき又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、関係町村の議会の議員としての任期による。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

第3章 執行機関

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係町村の長のうちから関係町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかに、これを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長の任期は、関係町村の長としての任期による。

2 副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、広域連合長は、任期中においてこれを解職することができる。

(副広域連合長の職務)

第14条 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会計管理者)

第15条 広域連合に、会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから広域連合長が命ずる。

(補助職員)

第16条 広域連合に、第11条に規定するもののほか、この広域連合に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、広域連合長がこれを任免する。

(選挙管理委員会)

第17条 広域連合に、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第18条 広域連合に、監査委員2人を置く。

2 監査委員は、人格が高潔で、広域連合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。

第4章 経費

(広域連合の経費の支弁の方法)

第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び北海道の支出金
- (4) 地方債
- (5) その他の収入

2 前項第1号に規定する負担金の額は、広域連合の予算において定めるものとし、その負担割合は、別表のとおりとする。

第5章 雑則

(規則への委任)

第20条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第2号及び第3号に規定する事務については、平成20年3月31日まで

の間、準備行為を行うものとする。

- 3 当分の間、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる関係町村の負担金のうち介護認定審査会の設置運営に要する経費については、同条第 2 項の規定による別表 2 (3)③に掲げる負担割合にかかわらず、次の表の関係町村は、同表に掲げる負担割合とする。

地 区 名	関係町村名	項 目	負担割合
南後志地区	島 牧 村、黒松内町	均 等 割	33.33%
		高齢者人口割	33.33%
		介護認定審査件数割	33.33%
羊蹄山麓地区	蘭 越 町、ニセコ町 真 狩 村、留寿都村 喜茂別町、京 極 町 倶知安町	均 等 割	50.00%
		高齢者人口割	50.00%
北後志地区	積 丹 町、古 平 町 仁 木 町、赤井川村	均 等 割	50.00%
		高齢者人口割	50.00%

備考 1 負担割合は、各地区ごとに設置される介護認定審査会の設置運営に要する経費の総額に乗ずるべき割合とする。

2 負担割合の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成 20 年 2 月 4 日市町村第 1959 号指令）

（施行期日）

- 1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 4 条第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 4 条第 2 号及び第 3 号に規定する事務については、平成 21 年 3 月 31 日までの間、準備行為を行うものとする。

附 則（平成 21 年 1 月 9 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 25 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 4 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の制定についての届出を受理した日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行

し、この規約による変更後の附則第3項の規定は、平成26年度以後の年度分の負担額について適用する。

附 則（平成27年4月1日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)②の規約は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用する。

附 則（平成27年7月10日届出）

この規約は、北海道知事がこの規約の変更についての届出を受理した日から施行し、この規約による変更後の別表2(3)⑤の規定は、平成27年度以後の年度分の負担額について適用する。

附 則（平成28年1月20日市町村第3864号指令）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日届出）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表2(3)②の変更規定は、平成28年3月1日から適用する。

附 則（平成29年4月11日後地政第104号指令）

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成30年3月28日届出）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第 19 条関係）

1 共通経費（総務管理費、議会費等）

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
基 準 財 政 需 要 額 割	6 5 %

2 第 4 条の広域連合で処理する事務関係

(1) 滞納整理に要する経費（第 4 条第 1 号関係）

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
処 理 件 数 割	5 0 %
徴 収 実 績 割	1 5 %

(2) 国民健康保険事業（国民健康保険直営診療施設に係る事務を除く。）に要する経費（第 4 条第 2 号関係）

① 国民健康保険事業費納付金等に要する経費

国民健康保険事業に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 703 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく分賦金の賦課総額は、当該年度の支出に要する見込額から当該年度における道補助金及びその他の収入見込額を控除した額とする。

② 管理に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
国民健康保険被保険者割	6 5 %

(3) 介護保険事業に要する経費（第 4 条第 3 号）

① 保険給付に要する経費

保険給付費及び財政安定化基金拠出金の実績額から、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び道支出金を控除した額を基準とし、関係町村ごとの介護保険給付実績額から関係町村ごとの第 3 者納付金及び返還金等を控除した額に応じた負担額とする。

② 地域支援事業に要する経費

介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金及び道支出金を控除した額と介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業に要する経費から介護保険料、国庫支出金及び道支出金を控除した額を負担額とする。

③ 介護認定審査会の設置運営に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
高 齢 者 人 口 割	3 2 . 5 %
介 護 認 定 審 査 件 数 割	3 2 . 5 %

④ 管理に要する経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
高 齢 者 人 口 割	6 5 %

⑤ 低所得者の介護保険料軽減に要する経費

介護保険法（平成9年法律第123号）第124条の2第1項に規定する額から同条第2項及び第3項に規定する額を控除した額を負担額とする。

(4) 後志広域連合行政不服審査会に要する経費（第4条第4号）

後志広域連合行政不服審査会に諮問した関係町村が負担する。

(5) 広域化の調査研究に要する経費（第4条第5号）

項 目	負 担 割 合
均 等 割	3 5 %
基 準 財 政 需 要 額 割	6 5 %

3 前2項に定めるもののほか、特別経費が生じる場合には、関係町村の協議によりその負担割合を定めるものとする。

備考

- 1 基準財政需要額割は、前年度の数値による。
- 2 処理件数割は、町村からの引受件数による。
- 3 徴収実績割は、前々年度の実績による。
- 4 国民健康保険被保険者割は、前々年度の年間平均被保険者の数値による。
- 5 介護認定審査件数割は、前々年度の実績による。
- 6 高齢者人口割は、前々年度の1月1日現在の住民基本台帳の高齢者人口による。

7. 令和8年度後志広域連合当初予算の概要

- 令和8年度の後志広域連合一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の概要については、全体の予算総額が137億238万円で、前年度との比較では1億2,350万円（0.9%）の増額。

増減の内訳は、一般会計が886万円（4.3%）の増額、国民健康保険事業特別会計は3,872万円（△0.6%）の減額、介護保険事業特別会計は1億5,336万円（2.4%）の増額。

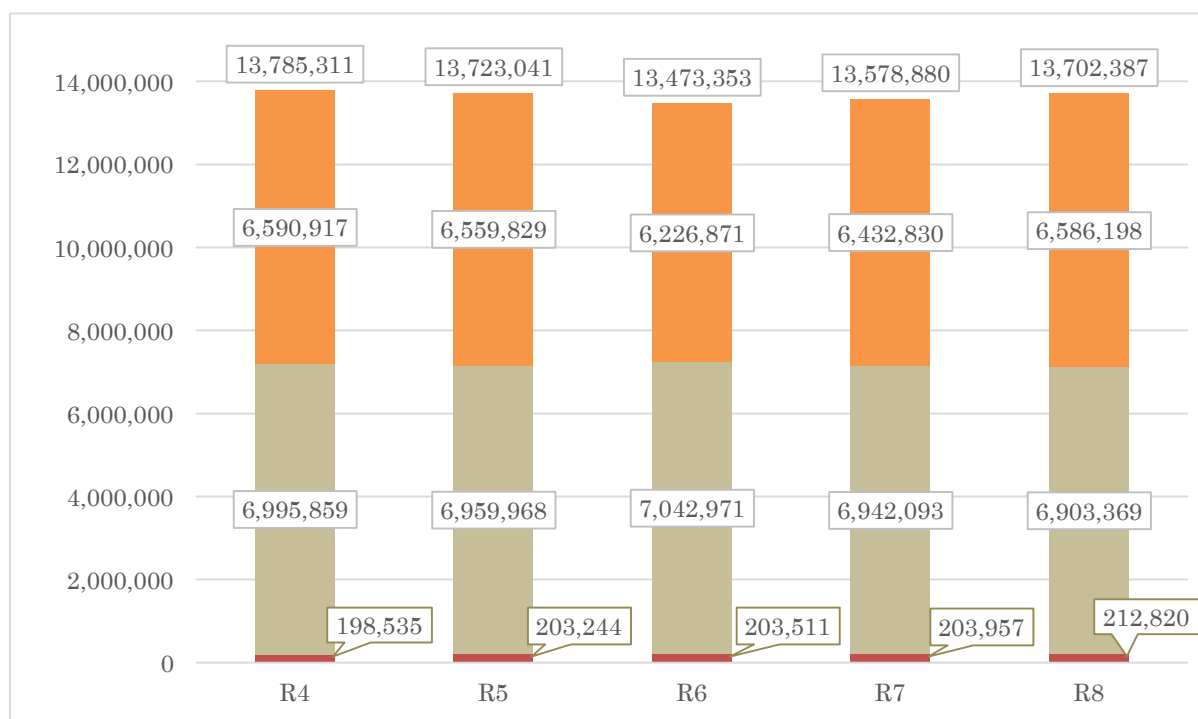
（単位：千円）

歳 入	
予 算 科 目	金 額
分担金及び負担金	1,157,929
国庫支出金	1,673,856
道支出金	5,801,901
繰入金	223,647
繰越金	1,312
諸収入	11,597
国民健康保険分賦金	2,139,824
介護保険料	1,093,365
支払基金交付金	1,597,281
財産収入	1,675
合 計	13,702,387

歳 出	
会 計	金 額
一 般 会 計	212,820
国民健康保険事業 特 別 会 計	6,903,369
介護保険事業 特 別 会 計	6,586,198
合 計	13,702,387

- 過去5年間の予算推移について

（単位：千円）



8. 滞納整理事務

(1) 広域連合が行う主な事務

ア 関係町村からの引受事案について、厳正かつ的確な滞納処分（財産調査・検索・財産差押等）を実施します。

イ 差し押さえた財産については、インターネット公売システム及び公売会により換価（売却）します。

ウ 関係町村からの引受事案について、滞納処分の停止及び不納欠損処分が相当と判断したときは、調査結果に意見を添えて、関係町村に通知します（引受事案返還）。

エ 関係町村の徴収体制強化に資するための研修等を実施し、徴収技術の向上を図ります。

オ 関係町村からの徴収事務に関する疑義照会等の相談に対応します。

(2) 令和7年度の実績について

ア 収入状況

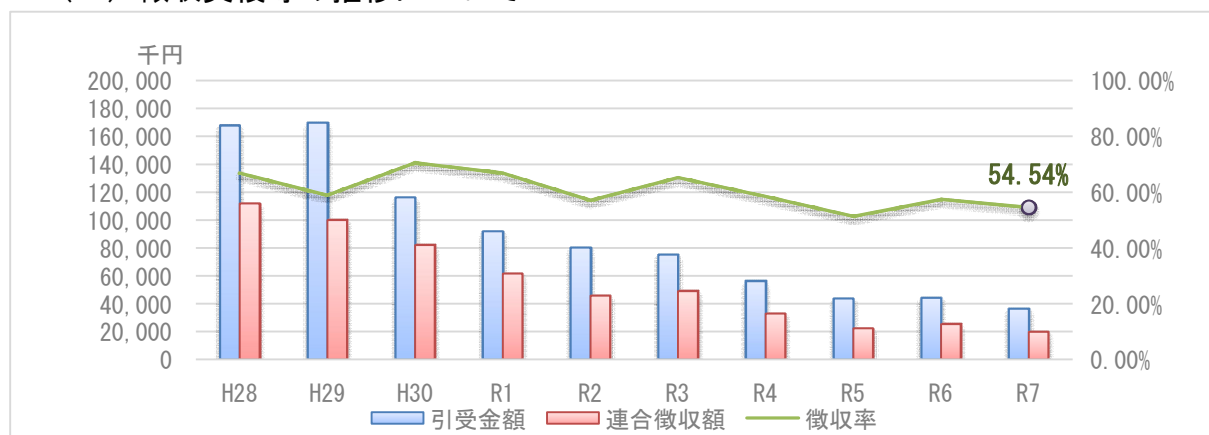
(単位：千円)

区 分	本税(料)	税(料)外	合計
本年度引受額 (A)	33,550	2,730	36,280
収 入 額 (B)	17,089	2,698	19,787
徴 収 率	50.93%	98.82%	54.54%
前 年 度 (C)	20,627	4,693	25,320
伸 長 率 (B/C)	82.84%	57.48%	78.14%

イ 収入額 (B) の内訳 (単位：千円)

区 分	収入額	構成比
差 押 収 入 額	3,594	18.16%
誓 約 納 付 済 額	12,640	63.88%
そ の 他 の 納 付 額	3,553	17.96%
合 計	19,787	100.00%

(3) 徴収実績等の推移について



ア 引受人数、引受金額及び徴収実績

年度	引受人数（人）	引受金額（千円）	連合徴収額（千円）	徴収率（％）
平成 28 年度	153	167,576	111,966	66.81
平成 29 年度	176	169,841	100,028	58.89
平成 30 年度	202	116,346	82,077	70.54
令和元年度	219	91,950	61,509	66.89
令和 2 年度	189	80,291	45,880	57.14
令和 3 年度	180	75,061	48,933	65.19
令和 4 年度	164	56,120	32,805	58.45
令和 5 年度	157	43,697	22,446	51.36
令和 6 年度	157	44,061	25,320	57.46
令和 7 年度	125	36,280	19,787	54.54
合計	1,722	881,223	550,751	62.49

イ 連合引受効果状況

（単位：千円）

年度	連合効果（直接的効果）			事前予告効果額 （間接的效果）	合計
	納付額	誓約額	小計		
平成 28 年度	111,966	1,998	113,964	15,178	129,142
平成 29 年度	100,028	1,795	101,823	16,634	118,457
平成 30 年度	82,077	1,612	83,689	10,808	94,497
令和元年度	61,509	1,347	62,856	16,853	79,709
令和 2 年度	45,880	1,059	46,939	19,629	66,568
令和 3 年度	48,933	1,336	50,269	12,719	62,988
令和 4 年度	32,805	621	33,426	8,785	42,211
令和 5 年度	22,446	439	22,885	11,292	34,177
令和 6 年度	25,320	434	25,754	16,414	42,168
令和 7 年度	19,787	463	20,250	7,348	27,598
合計	550,751	11,104	561,855	135,660	697,515

9. 国民健康保険事業

(1) 広域連合が行う主な事務

ア 国民健康保険事業費納付金に関する事務

関係町村からの分賦金を財源として、国民健康保険事業費納付金を北海道へ納付します。

イ 被保険者の資格管理に関する事務

(ア) 資格確認書等の交付について

資格確認書及び資格情報のお知らせを作成し、関係町村を経由して被保険者に交付します。

(イ) 資格管理について

被保険者台帳を作成し、被保険者の資格情報を管理します。

被保険者の異動に関する事務を行います。

関係町村で受け付けた標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の申請書を審査し認定します。また、標準負担額減額認定台帳及び限度額適用認定台帳を作成し管理します。

(ウ) 特別療養費の支給・解除の決定について

関係町村からの申出に基づき、特別療養費の支給・解除を決定します。

ウ 保険給付に関する事務

(ア) 保険給付について

北海道国民健康保険団体連合会を通じて医療費を支払うほか、関係町村で受け付けた申請書を審査し、申請者へ支給します。

(イ) レセプト点検・過誤処理について

関係町村すべてのレセプトデータを管理し、レセプト点検及び過誤処理をします。

(ウ) 保険給付費等交付金について

保険給付費等交付金の交付申請に関する事務を行います。

エ 国民健康保険事業報告に関する事務

関係町村で作成した資料等を基に国民健康保険事業報告を作成します。

オ 保健事業に関する事務

医療費を分析し、医療費適正化のための方策や課題の発見に努めます。
広域連合及び関係町村は、保健事業実施計画（データヘルス計画）を策

定し評価等をします。

特定健康診査等実施計画を策定し評価等をします。

特定健康診査及び特定保健指導に関する事務を関係町村へ委託します。

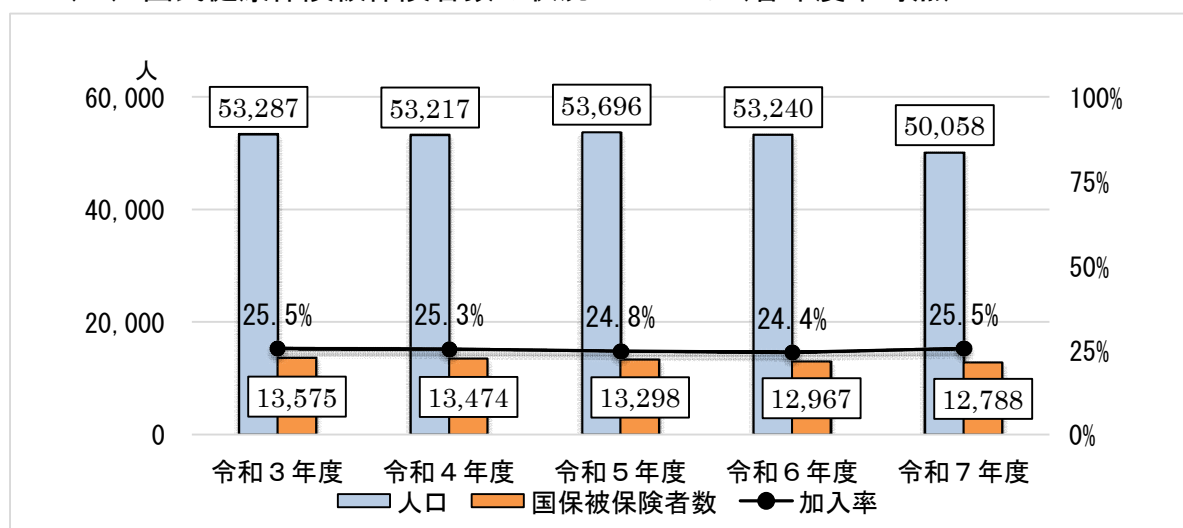
カ 国民健康保険運営協議会に関する事務

該当する関係町村からの推薦により委嘱した国民健康保険運営協議会委員によって構成する国民健康保険運営協議会を設置し、その事務を行います。

キ 各種補助金等の申請に関する事務

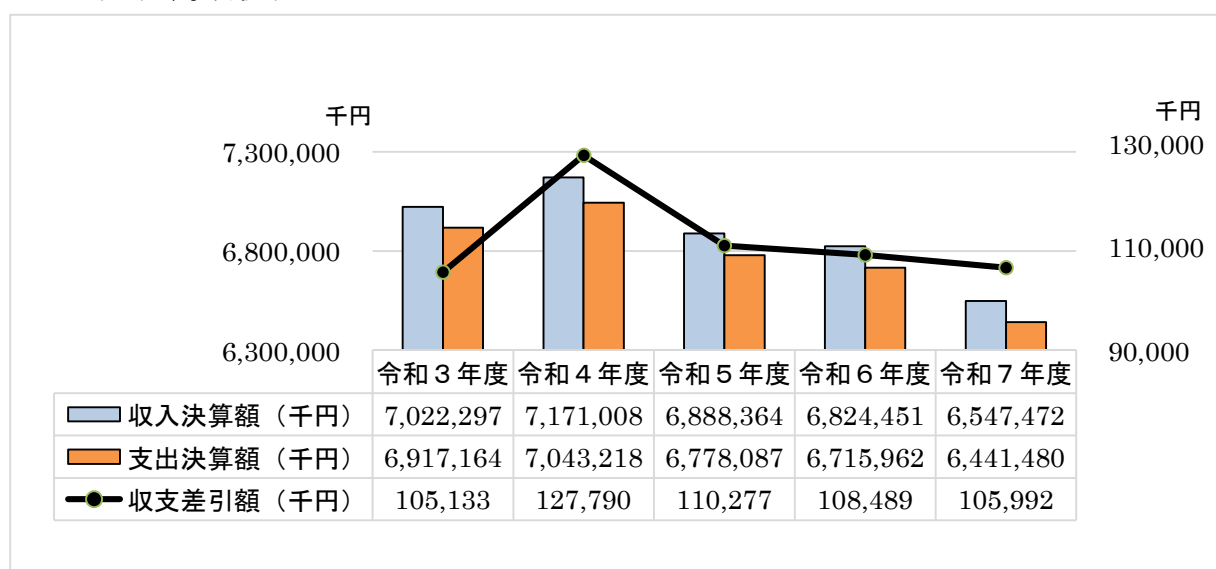
関係町村で作成した調書及び報告書等を基に、道が申請する各種補助金等の基礎資料作成に関する事務を行います。

(2) 国民健康保険被保険者数の状況について（各年度末時点）

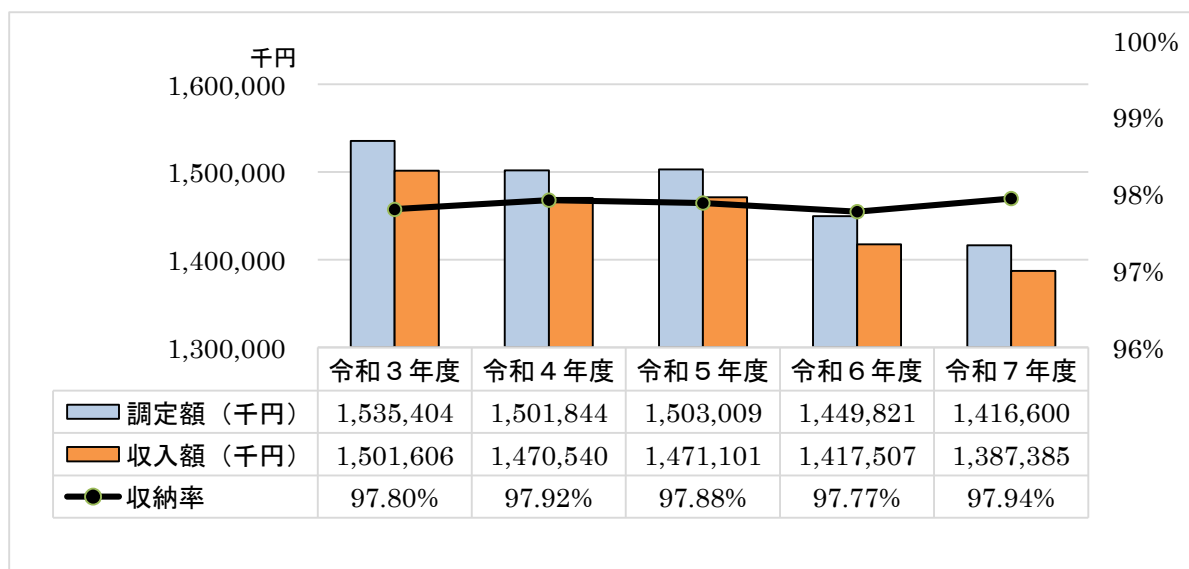


※ 人口は住民基本台帳ネットワークシステムでの人数を掲載しています。

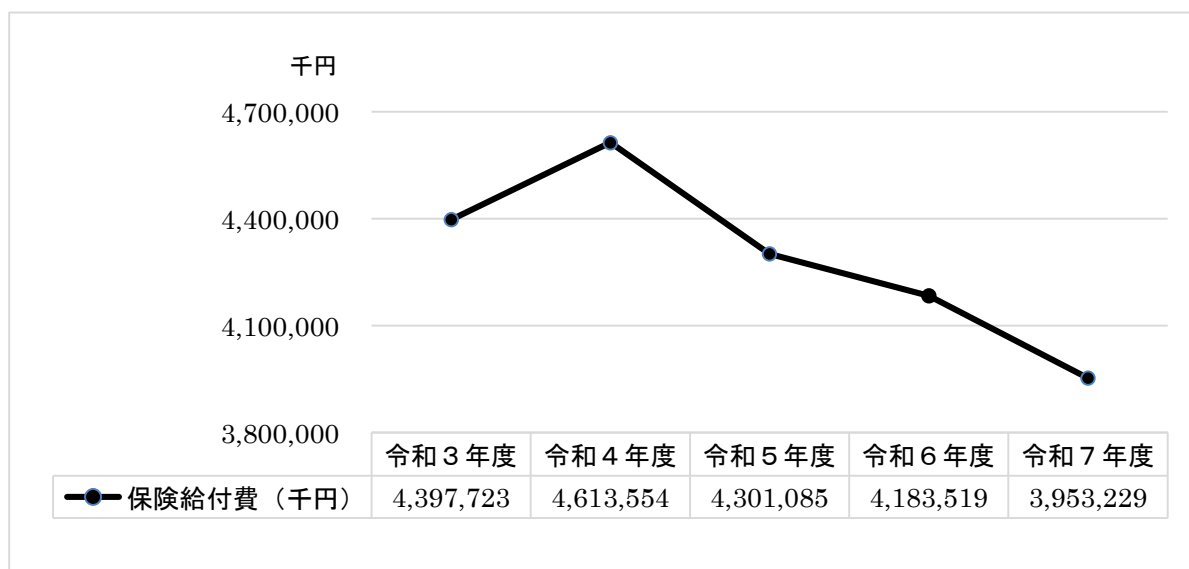
(3) 財政状況について



(4) 収納の実績について（関係町村の収納率・現年分）



(5) 保険給付の実績について



10. 介護保険事業

(1) 広域連合が行う主な事務

ア 被保険者の資格管理に関する事務

(ア) 被保険者証の発行

被保険者証を作成し、被保険者へ交付します。

(イ) 資格管理について

被保険者台帳を作成し、そのデータ管理を行います。

イ 介護認定に関する事務

(ア) 認定審査結果の通知

介護認定審査会の審査結果に基づき、被保険者及び関係町村に通知します。

(イ) 認定審査結果の管理

認定審査結果の管理を行います。

ウ 保険給付に関する事務

(ア) 介護・予防給付について

サービス事業者からの介護給付費請求に基づき、国保連合会を通じて介護給付費を支払います。

(イ) 現物給付又は現金給付（償還払い）

要介護・要支援認定者からの高額介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費及び高額医療合算介護サービス費申請を審査し、申請者へ支給決定の通知を行います。

(ウ) 特定入所者利用者負担額の減免に係る認定事務

施設サービス及び短期入所サービスの食費、居住費の利用者負担額の減免申請を審査し、認定を行います。

(エ) 負担割合証の発行

負担割合証を作成し、被保険者へ交付します。

(オ) 給付適正化事務について

ケアプラン点検を実施し、給付適正化を図ります。

エ 指定地域密着型サービス事業者に関する事務

指定地域密着型サービス事業者等の指定（変更）申請書の受理、審査、決定等を行います。

オ 指定介護予防支援事業者に関する事務

指定介護予防支援事業者の指定（変更）申請書の受理、審査、決定等を行います。

- カ 指定居宅介護支援事業者に関する事務
指定居宅介護支援事業者の指定（変更）申請書の受理、審査、決定等を行います。
- キ 基準該当サービス事業者に関する事務
基準該当サービス指定申請書の受理、審査、決定等を行います。
- ク 介護予防・日常生活支援総合事業者に関する事務
介護予防・日常生活支援総合事業者の指定（変更）申請書の受理、審査、決定等を行います。
- ケ 介護保険事業状況報告等に関する事務
介護保険事業状況報告等に関する事務を行います。
- コ 地域支援事業に関する事務
地域支援事業は、関係町村への委託により実施します。
- サ 地域包括支援センターに関する事務
地域包括支援センター設置届の受理、審査を行います。
また、地域包括支援センターの適切な運営を図るために地域包括支援センター運営協議会を設置し、運営します。
- シ 介護保険事業計画に関する事務
3年毎に策定する介護保険事業計画について、関係町村と協議の上、策定します。また、策定にあたっては、その都度、介護保険事業計画策定検証委員会を設置し、関係町村との広域的方策の検討・調整を行います。
また、介護保険事業計画の推進にあたり、地域全体の高齢者施策を効果的・継続的に取り組むことを目的として会議・研修会を実施します。
- ス 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務
介護保険料の賦課を行い、関係町村と連携を図り保険料の徴収を行います。
- セ 保健福祉事業に関する事務
関係町村の高齢者に関する保健福祉事業と介護保険事業計画が整合性のあるものとなるよう必要な連絡調整を行います。
- ソ 介護保険事業特別会計の設置
介護保険事業特別会計を設置し、介護保険会計事務を処理します。

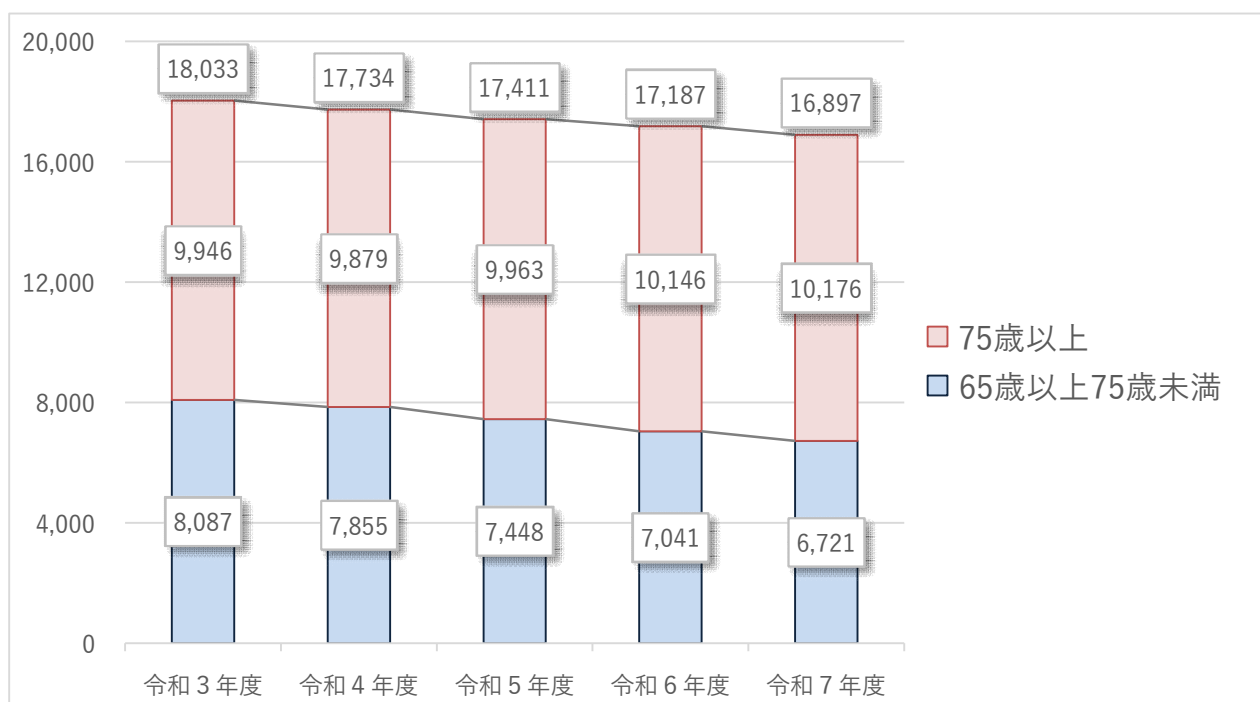
タ 介護保険基金の管理
基金の管理を行います。

チ 相談及び苦情への対応
介護保険に関する住民からの相談や苦情に対し、関係町と緊密に連携し、対応を行います。

(2) 介護保険事業の状況について

ア 第1号被保険者数

(年度末現在 単位：人)



イ 要介護（要支援）認定者数

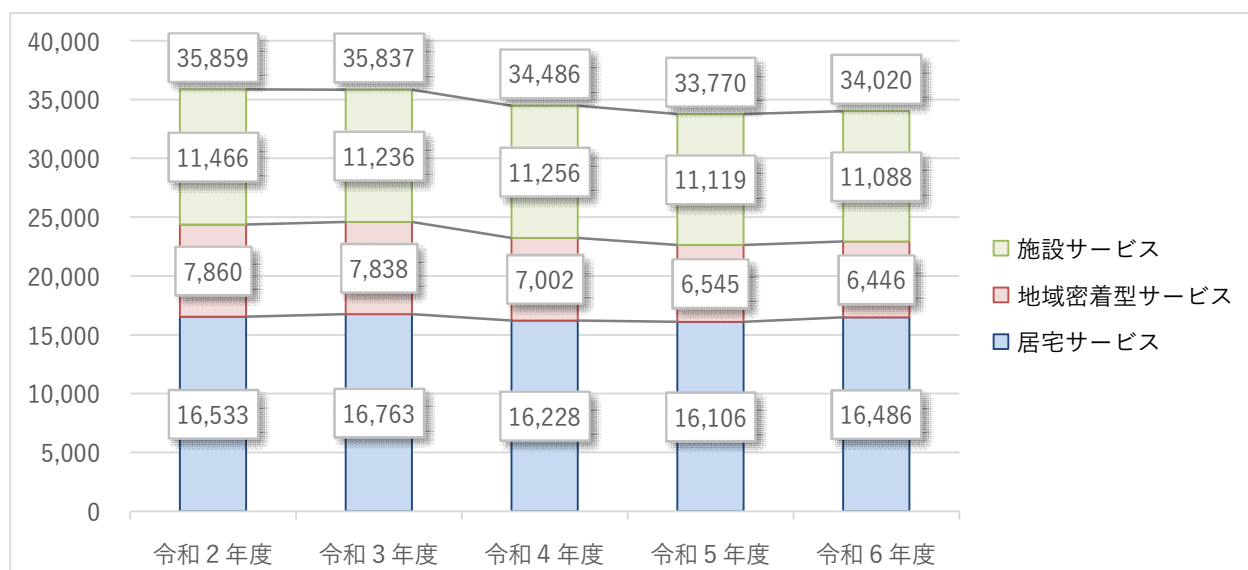
(年度末現在 単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1号被保険者 (1)	65歳以上 75歳未満	333	334	302	269	295
	75歳以上	3,372	3,283	3,300	3,283	3,277
	小計	3,705	3,617	3,602	3,552	3,572
	第2号被保険者(2)	59	54	49	49	41
合計(1)+(2)		3,764	3,671	3,651	3,601	3,613

※令和7年度のみ1月末時点の人数

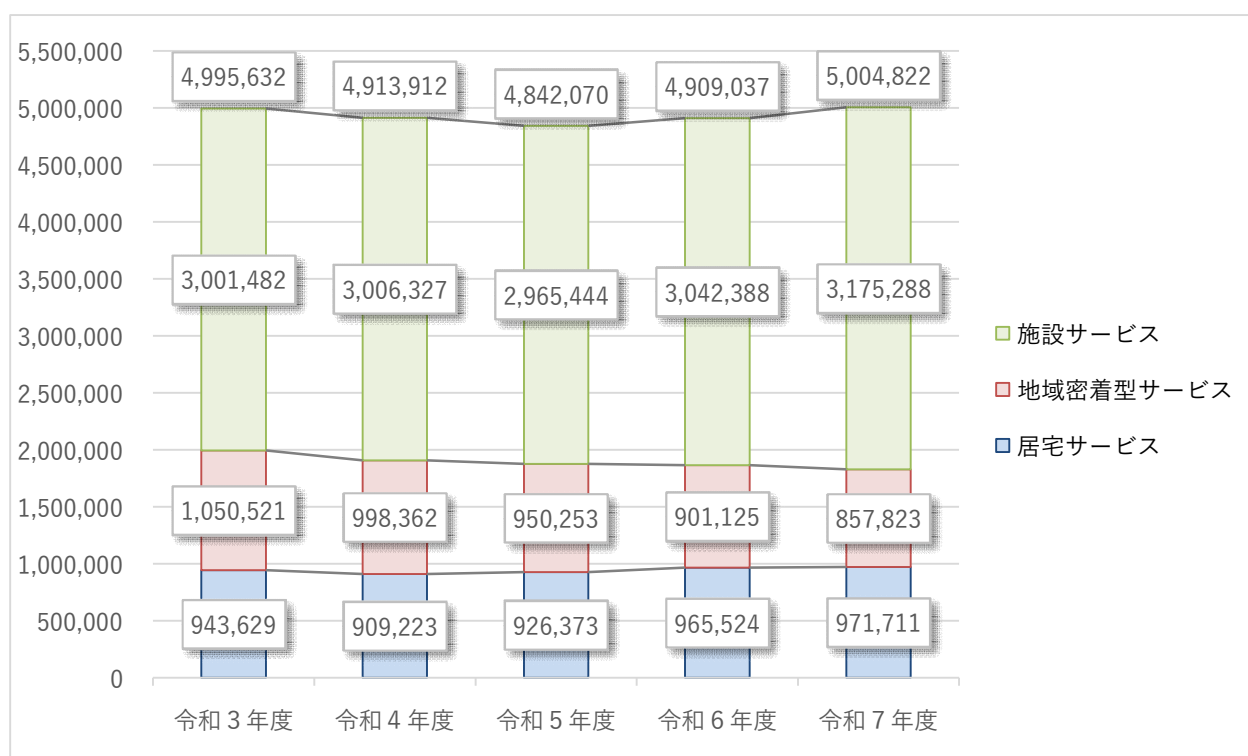
ウ 介護（介護予防）サービス受給者

（延べ人数、単位：人）



エ 介護（介護予防）サービス給付費

（単位：千円）



※ 各数値は介護保険事業状況報告（令和7年度月報及び令和6年度年報）より引用。

1 1. 行政不服審査会事業

(1) 後志広域連合行政不服審査会の設置

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定により、後志広域連合及び関係町村の審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づきその権限に属させられた事項を処理するため、後志広域連合行政不服審査会を設置しました。

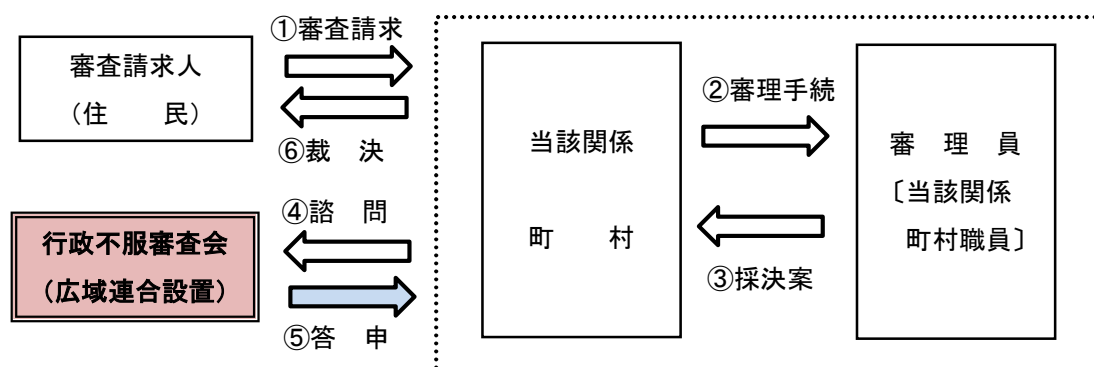
ア 設置年月日 平成 28 年 4 月 1 日

イ 組織構成 委員 3 名で構成し、委員から会長 1 名を委員の互選により決定します。

関係町村等の審査請求に係る諮問の都度委嘱します。

ウ 委員任期 委嘱の日から当該諮問に対する答申及び調査審議等が終了するまでの期間です。

(2) 行政不服審査手続



【広域連合の事務】

- ① 法第 81 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関として「行政不服審査会（以下「審査会」という。）」を設置します。
- ② 関係町村の審査請求に係る諮問に対する答申、調査審議に関する事務を行います。

【関係町村の事務】

- ① 関係町村は、審査請求人からの審査請求に基づく当該団体審理員意見書の提出を受けたときは、法第 43 条第 1 項各号の「諮問を要しない場合」を除き、審査会に諮問します。

(3) 審査件数

年 度	件 数	年 度	件 数	年 度	件 数
平成 28 年度	0 件	令和 2 年度	0 件	令和 6 年度	0 件
平成 29 年度	0 件	令和 3 年度	1 件	令和 7 年度	0 件
平成 30 年度	0 件	令和 4 年度	0 件		
令和元年度	0 件	令和 5 年度	0 件		

後 志 広 域 連 合

〒044-8588

虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎車庫棟2階

○ 総	務	課	TEL	0136-55-8010
○ 税	務	課	TEL	0136-55-8011
○ 国 民 健 康 保 険	課	TEL	0136-55-8012	
○ 介 護 保 険	課	TEL	0136-55-8013	